

コロナに強い社会へ： 「北海道スタイル」構築に向けた 支援策ガイドブック



北 海 道

2021. 7. 20 時点版

コロナ支援策ガイドブックの最新版はこちら



(表紙～P9)



(P10～P25)



(P26～P40)



(P41～P54)

目次

第1章 「新北海道スタイル」関連支援策

	ページ
1. 「新北海道スタイル」について	2~4
2. 事業者向け支援施策	
(1) 支援金	
①道特別支援金	更新 5~8
②酒類販売事業者特別支援金支給事業	更新 9
③令和3年度感染防止対策協力支援金	更新 10~25
(2) 資金繰り支援	
①中小企業総合振興資金 (新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資)	26~28
②小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援 (新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業)	29
(3) 小規模企業に対する伴走型経営支援	
①専門家による中小・小規模事業者への助言・指導 (中小・小規模企業緊急総合支援事業)	30
②ビジネス海外渡航支援事業	
(4) 需要回復に向けた取組への支援	
①プレミアム付商品券の発行支援	31
②宿泊事業者感染防止対策等支援事業	32
③飲食事業者等感染防止対策支援事業	更新 33
④道産食品の消費喚起 (道産食品消費喚起特別割引事業)	34
⑤教育旅行支援事業	35
⑥公共交通の需要喚起等に向けた取組 (ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン)	36
⑦北海道コロナ通知システム	37~38
⑧企業・団体の取組事例発信	39
3. 新北海道スタイルの実践に役立つ国の主な支援策	40

第2章 その他のコロナ関連支援策

ページ

1. 雇用に関する支援施策	
①【再就職支援】ジョブカフェ・ジョブサロンについて	42
②【再就職支援】離職者向けWeb企業説明会	43
③勤労者福祉資金による生活資金等の融資	44
④給付金付座学・職場研修事業	45
⑤テレワーク機器等の導入支援	更新 46
⑥『北海道短期おしごと情報サイト』	47
⑦北海道海外人材待機費用緊急補助金 (海外人材確保緊急支援モデル事業)	48
⑧北海道異業種チャレンジ奨励金 (異業種チャレンジ奨励事業)	49
2. 税・公共料金関連	
道税の申告期限の延長・納税の猶予等	50
3. 相談窓口	
①経営・金融、雇用関連など各種相談窓口	51
②テレワークの導入など働き方改革の特別相談窓口	52
③国の助成金に関する申請サポート窓口	53
④新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口	54

第1章 「新北海道スタイル」 関連支援策



「北海道スタイル」について (1/3)

新型コロナウイルスとの闘いが長期化している中、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けた、新しいライフスタイルやビジネススタイル、それが「北海道スタイル」です。

北海道スタイルとは

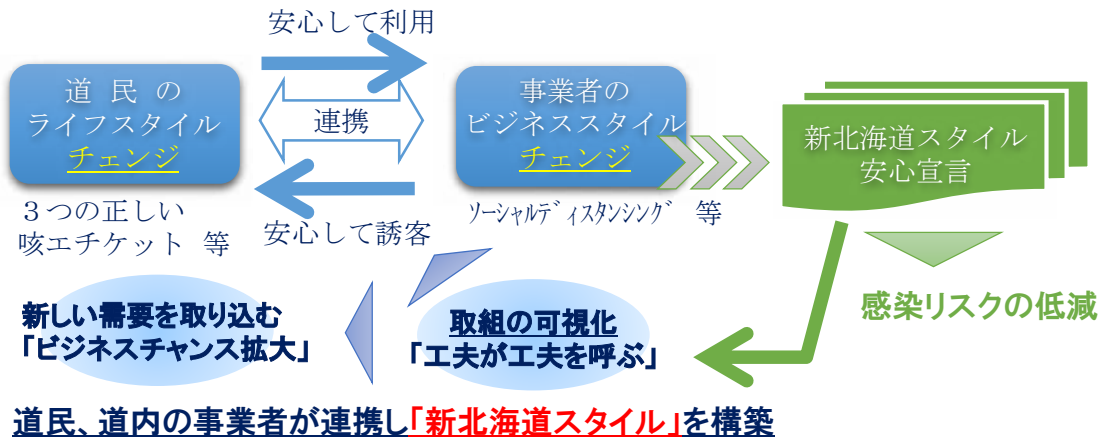
新型コロナウイルスとの闘いが長期化しています。
 私たちは、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けて、
ライフスタイル、ビジネススタイルを変革しなければなりません。
 北海道に関わる全ての方々の知恵を集め、取組を可視化し、
 道民の皆様と事業者の方々が連携しながら、
 北海道全体で感染リスクを低減させる、
 そして、事業継続やビジネスチャンス拡大につなげていく。
 それが「**北海道スタイル**」です。
 道民の皆様が心をついに、コロナと共存する
 新たなステージの北海道を目指しましょう。

北海道知事 鈴木 直道



目指す姿

道民と事業者の連携モデル



「北海道スタイル」安心宣言 事業者の皆様に取り組んでいただきたい 7つのポイントプラス1

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みましょう。
2. スタッフの健康管理を徹底しましょう。
3. 施設内の定期的な換気を行いましょ。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょ。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みましょ。
 - ・ 一定の距離(2m程度)の確保
 - ・ 間仕切りなどの活用や人数制限、空席の確保など
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょ。
7. お店の取組をお客様に積極的にお知らせましょ。

プラス1. 北海道コロナ通知システムを導入し、QRコードを掲示ましょ。

「北海道スタイル」安心宣言

私たち事業者は、
 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
「7つプラス1の習慣化」
 に取り組みましょ！

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みましょ。
2. スタッフの健康管理を徹底ましょ。
3. 施設内の定期的な換気を行いましょ。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょ。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みましょ。
 - ・ 一定の距離(2m程度)を確保するソーシャルディスタンス等
 - ・ 間仕切りなどの活用
 - ・ 人数制限や空席の確保
 - ・ 時差出勤、テレワーク など
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょ。
7. 店内掲示やホームページなどを活用し、
 お店の取組をお客様に積極的にお知らせましょ。
 (感染症対策の可視化(見える化))

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
 (店名)○○○○○○○

「新北海道スタイル」道民運動の展開

道民と事業者双方が、感染リスクを低減させる
「新しい生活様式」を実践、可視化



北海道らしいライフスタイル、
ビジネススタイルとして日常に浸透・定着

道民の皆さま

 いまは、 きよりをとって	 手を洗おう	 咳エチケット	 換気をしよう	 北海道コロナ通知システムと 接触確認アプリ(COCOA)を 活用しよう
 3つの「密」を さげよう	 テイクアウトや デリバリーも	 オンラインを 上手に使おう	 いまは、小聲で	 正しく理解し 思いやりある行動を

事業者の皆さま

 マスク着用・ 手洗いを徹底します	 健康管理を 徹底します	 こまめに換気します	 消毒・洗浄します
 一定の距離を とっています	 お客様へ咳エチケット・ 手洗いをお願いします	 取組を お知らせします	 北海道コロナ通知システムと 接触確認アプリ(COCOA)を お客様にお知らせします

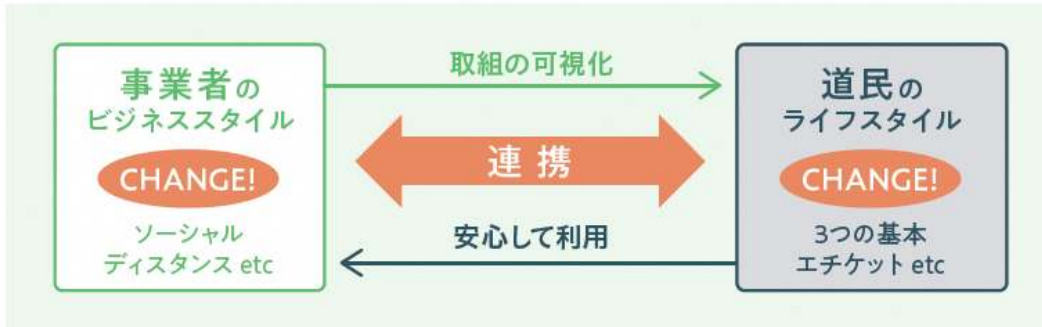
【具体的な取組】

- PR活動
(新聞広告、動画配信、ポスター・チラシ作成等)
- 取組の可視化促進
(感染症対策関連データの見える化、
ステッカー作成・配布)
- 「新北海道スタイル」推進協議会の運営等
- 北海道コロナ通知システムの普及促進 (詳細はP37)

「新北海道スタイル」について (3/3)

「新北海道スタイル」取組事業者の皆さまへのステッカーの配布の方法を変更します

「新北海道スタイル」を実践する施設・店舗等であることが利用者に一目でわかるよう、道のホームページ上でステッカーをダウンロード・印刷していただく方法に変更します。詳細については現在準備中のため、今しばらくお待ちください。



(デザインは変更となる場合があります。)

新北海道スタイル推進協議会の会員を募集しています

「新北海道スタイル」を北海道全体で実践し、定着を進めていくことを目的として、「新北海道スタイル推進協議会」を設立しました。「新北海道スタイル」を一緒に取り組んでいただける方、興味や関心をお持ちの方であれば、事業者や団体、個人、行政機関等どなたでも入会できます。会員の皆様には、「新北海道スタイル」の取組事例など、実践にあたって参考となる情報をお知らせしています。

多くの皆様とともに、情報の共有を通じた新たな工夫や取組を創出し、「新北海道スタイル」の内容をさらに充実させ、取組の輪を広げていきたいと考えています。

詳しい情報ははこちらから



<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostylecouncil.htm>

感染症対策等関連データの見える化について

道では、感染拡大防止のため、人と人との接触機会の低減や、マスクや手洗いなどの基本的な感染防止行動の徹底に向けた対策を講じており、その効果を把握する指標の一つとして、道内各地の人出の状況や人流の多い地点でのマスクの着用状況等を「新北海道スタイル」のホームページで公表しています。

これらのデータを、リアルタイムに、わかりやすくお伝えし、いつでも確認できるようにすることで、道民の皆様にも、感染症対策の現状や感染防止行動を改めて意識していただき、今まで以上に、「自分ごと」として、感染拡大防止に向けて取り組んでいただきたいと考えています。

詳しい情報ははこちらから



<https://newhokkaidostyle.jp>

【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局経済企画課企画調整担当
TEL : 011-206-0287

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>

右QRコードからも



道特別支援金の対象イメージについて

★従来の「道特別支援金」は「道特別支援金A」とします

4月1日から受付を開始している「道特別支援金」は「道特別支援金A」とし、従来通り8月31日まで申請を受け付けます。

★「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金B」）を設けます

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々（前年または前々年同期比30～50%未満減少）を対象に、「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金B」）を設け、給付します。

	売上50%以上減少	売上30～50%未満減少
令和2年度 11～3月 の影響	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>【国の一時支援金】</p> <p>法人上限60万円 個人上限30万円</p> <p>受付終了</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>国の一時支援金の対象とならない方 (国に申請していない方を含む)</p> <p>【道特別支援金A】 (従来の道特別支援金)</p> <p>法人20万円 個人10万円</p> <p>8月31日まで 受付中</p> </div>
令和3年度 4月以降 の影響	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>【国の月次支援金】</p> <p>法人上限20万円 個人上限10万円</p> <p>6月16日から受付(4・5月分) 7月1日から受付(6月分) 8月1日から受付(7月分) 9月1日から受付(8月分)</p> <p>※酒類販売又は酒類製造事業者の方は道の 上乗せ支給(P9参照)もご確認ください。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>【道特別支援金B】</p> <p>法人10万円 個人5万円</p> <p>7月2日から受付</p> </div>

※この図は各支援金の対象者をイメージしたもので、各々の対象については要綱等で確認下さい。
 ※道の特別支援金Aと道の特別支援金Bは併給可能です。
 ※国の一時支援金と道の特別支援金Aは併給できません。
 ※国の月次支援金と道の特別支援金Bは併給できません。

2021年4月以降、時短や外出自粛等の影響を受けた
道内事業者の皆様へ

国の月次支援金

中小法人等 上限 **20**万円 個人事業者等 上限 **10**万円

時短や外出自粛等の影響を受けた 道内事業者の皆様への支援

【国の月次支援金】

2021年の4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人等・個人事業者等の皆様に給付されるものです。

要件1

国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（※1）に伴う

「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響

を受けていること（※2）

※1 4月・8月 北海道内の事業者も申請可能です。特に、旅行関連事業者は、申請に必要な書類が大幅に簡素化される予定です。
5月・6月・7月 北海道を含む都道府県が対象措置実施都道府県となりました。より幅広い事業者も申請可能となります。

※2 休業・時短営業に伴う協力金の支給対象となっている事業者の皆様は対象外です。
(札幌市以外の協力金支給事業者は、要件を満たせば4月については月次支援金の支給対象となり得る場合があります。)

要件2

2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で、**50%以上減少**

給付額

【中小法人等】上限 **20**万円/月 【個人事業者等】上限 **10**万円/月

申請受付 期間

4・5月分：2021年**6月16日～8月15日**

6・7・8月分：**対象月の翌月から2か月間**

● **国の相談窓口**にご相談、お問い合わせください

ホームページ URL：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

相談窓口 TEL：0120-211-240 IP電話等からの相談：03-6629-0479（※通話料がかかります）

2020年11月～2021年3月の間（A）、2021年4月～7月の間（B）、
時短にご協力いただいた飲食店等との取引がある事業者様や、北海道内
の外出・往来自粛等による影響を受けた事業者様は

国一時支援金と
併給できません

道特別支援金 A

中小法人等 **20**万円
個人事業者等 **10**万円

※4月から受付を開始している道特別支援金と同じものです

国月次支援金と
併給できません

道特別支援金 B

中小法人等 **10**万円
個人事業者等 **5**万円

※7月から受付を開始している別枠の道特別支援金です

ぜひ、ご活用ください

国の月次支援金を受給された酒類販売又は酒類製造事業者の方は道の上
乗せ支給（P9参照）についてもご確認ください。

国の一時支援金を受給されなかった 道内事業者の皆様へ

道特別支援金 A

※4月から受付を開始している道特別支援金と同じものです

道内事業者の皆様へ
道特別支援金
時短・外出自粛等による影響緩和

概要

本道では、昨年の秋以降の感染症の再拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛の要請などの対策を講じてきており、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、全道の様々な事業者の皆様にも経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金制度を創設します。

要件1

① 時短対象飲食店等 との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼり
など、飲食業に提供される財・サービスの
供給者

または

② 外出・往来の自粛要請等 による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、理
美容関係、札幌市以外や昼間営業の飲食店な
ど、人流減少の影響を受けた事業者

要件2

2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同期比で50%以上減少

※1：比較する月を2020年11月及び12月とした場合は、前年同月のみとする

※2：売上を前年と比較できない方々への特例措置も実施

(例) 2020年4月～12月に創業した方など

給付額

中小法人等 20万円

個人事業者等 10万円

申請受付期間

2021年4月1日～8月31日

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101

受付時間 8:45～17:30

(平日のみ)

注1：要件1の①について、時短対象飲食店等（2020年11月から2021年2月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者）との直接・間接の取引がある事業者が対象です。

注2：要件1の②について、道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象です。

注3：札幌市内の2020年11月から2021年2月28日までの時短要請の対象である飲食店等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外です。

注4：道特別支援金Aは国の一時支援金の受給者は申請出来ません。（重複受給は不可）

国の月次支援金を受給されなかった 道内事業者の皆様へ

道特別支援金 B

道内事業者の皆様へ
道特別支援金
時短・外出自粛等による影響緩和

概要

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金対象事業者以外で、国の月次支援金の対象とならない方々を対象に、経営持続化支援緊急特別対策事業による支援を継続することとし、この支援金に別区分の一時金を設け、給付します。

要件1

① 時短対象飲食店等 との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼり
など、飲食業に提供される財・サービスの
供給者

または

② 外出・往来自粛要請等 による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、理
美容関係、昼間営業の飲食店など、人流減少
の影響を受けた事業者

要件2

2021年4月～2021年7月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同期比で30%～50%未満減少

※ 売上を前年と比較できない方々への特例措置も実施予定

給付額

中小法人等 10万円
個人事業者等 5万円

申請受付期間

2021年7月2日～9月30日

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101

受付時間 8:45～17:30 ※平日のみ（7月は土日祝日も対応）

注1：要件1の①について、時短対象飲食店等（2021年4月から7月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者）との直接・間接の取引がある事業者が対象です。

注2：要件1の②について、道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象です。

注3：道特別支援金Bは道特別支援金Aとの併給が可能です。

注4：2021年4月から7月までの休業・時短要請の対象である飲食店や1,000㎡を超える施設等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外です。

注5：道特別支援金Bは国の月次支援金の受給者は申請出来ません。（重複受給は不可）

道では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等による飲食店の酒類提供停止の要請等の影響で、酒類の販売機会を失い、売上が大きく減少している酒類販売事業者を対象に、国の月次支援金に上乗せして支援金を給付します。

対象者

下記「給付要件」をみたと、

酒税法に規定する酒類販売又は酒類製造の免許を受けている事業者

※北海道内に本社・本店のある中小法人・個人事業者等とします

給付要件

次のすべての条件をみたと

- 1) **対象月**（緊急事態措置が適用された月である**2021年5月、6月**）の売上が**対前年又は対前々年同期比で50%以上減少**しており、**当該月に係る国の月次支援金の受給対象者であること**。
- 2) 緊急事態措置により酒類提供停止の要請等が行われた**特定措置区域（※）の飲食店（要請に応じた店）と直接・間接の取引があること**。
- 3) **当支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること**。

※ 特定措置区域：札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

給付額

対象月に係る前年度又は前々年度からの売上減少額から、当該月の月次支援金支給額を控除した額を限度に、

法人20万円／月、個人事業者10万円／月を上限に給付します

申請受付期間

（予定）令和3年（2021年）7月下旬～10月15日（金）

※ 給付要件等は引き続き検討しており、変更となる可能性がございます。

受付開始及び制度の詳細については、順次、道ホームページ上でお知らせします。

ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/syuruitokubetsushienkin.html>

【お問合せ先】

具体の申請ご相談等については、7月下旬に開設予定のコールセンターへお問合せください。

※ コールセンター開設については、上記ホームページでお知らせいたします。

（制度の概要について） 北海道経済部地域経済局中小企業課商業振興係 TEL：011-204-5341